

国立情報学研究所研究データ管理基盤利用細則

〔令和3年1月21日〕
制 定

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（以下「研究所」という。）研究データ管理基盤利用規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、その運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の条件)

第2条 規程第5条により承認された「利用機関」は、次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- 一 研究データ等の管理、共有を継続して行うこと。
- 二 利用機関間で情報交換等を行い、相互協力を図ること。
- 三 研究所が実施する研究データ基盤に関する事業に協力すること。

(利用の申請等)

第3条 利用の申請・変更・中止の届出は、所定の様式により、所長にその承認を求めるものとする。

2 利用の申請・変更・中止の届出は、機関については機関の長が、機関の組織についてはその組織または組織の上位に位置する組織の長であり、且つ課長以上又は准教授相当以上のものが行うものとする。

(連絡担当者)

第4条 利用機関は、連絡担当者を選定し、所定の届出書により所長に届け出なければならない。

- 2 連絡担当者は、研究所との連絡の責務を負うものとする。
- 3 研究所は、第1項により利用機関から提供された個人情報について、守秘義務

務管理を徹底し、その情報が第三者に漏えいすることのないよう万全を期すものとする。

(システム情報)

第5条 研究所は、利用機関の利用に先立ち、所定の届出書により、利用機関のシステム情報について届け出を受けるものとする。

2 研究所は、前項の届出の内容に変更があった場合に、利用機関から所定の届出書により届け出を受けるものとする。

附則

この細則は、令和3年1月21日から施行する。

附則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。